

組合員 各位

宮古漁業協同組合

なまこ漁の口開けについて

標記につきまして、下記要領にて「なまこ」の口開けを致します。

- 口 開 日 : 第1回目 令和 6年 1月7日(日)
第2回目以降は、毎週「日曜日」「水曜日」の指定日口開け
最終口開け日は、令和 6年 3月 31日(日)
- 操 業 時 間 : (第 1 回 目) 午前7時 ~ 正午(12時)まで
(第2回目以降) 日の出より正午まで
- 漁 具 : 鏡、二本かぎ、三本かぎ、たも (目合い2寸目(6cm)以上)
- 規 格 :

100g/個以上	改正漁業法(罰則の強化)令和2年12月1日施行 100g未満の違反行為による採捕で検挙された場合「特定水産動植物の採捕」罰則の対象になる場合がありますので、ご注意願います。(罰則:3年以下の懲役又は3千万円以下の罰金)
----------	--
- 共 販 受 取 日 : 令和6年1月9日(火)より毎週火曜日
最終受取日は、令和6年2月27日(火)
受取時間 午前9時30分~午前10時30分
受取場所 宮古市魚市場(仕切番号⑩番)
※ 海水を入れた容器で搬入して下さい。
- 魚 市 場 出 荷 : 個人での選別・出荷となります。
透明なビニール袋に「なまこ」と「海水」を詰め出荷して下さい。
(100g未満のなまこは絶対に入れないこと)
出荷期限は、口開け日(採捕日を含む)から1週間以内
魚市場最終出荷日は、令和6年4月6日(土)

※操業時トラブル発生の場合の連絡先:

【 漁協ビル ☎ 6 2 - 1 2 3 4 】 又は 【 鍬ヶ崎支店 ☎ 6 2 - 1 5 7 7 】 へ